

飲食店の労働災害の現状

第13次労働災害防止計画（平成30年度から令和4年度）では、第三次産業の中で飲食店において労働災害が増加していることから、**飲食店を重点業種として位置づけ**、労働災害件数を減少させるための集中的な取組を行いました。令和5年度から第14次労働災害防止計画（以下、14次防）が始まり、死亡災害5%以上の減少、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ令和9年までに減少させることを目標として、各種取組をお願いしております。

直近5年間の相模原労働基準監督署管轄内の事業場で発生した休業4日以上の飲食店に係る労働災害の発生状況は以下のとおりです。

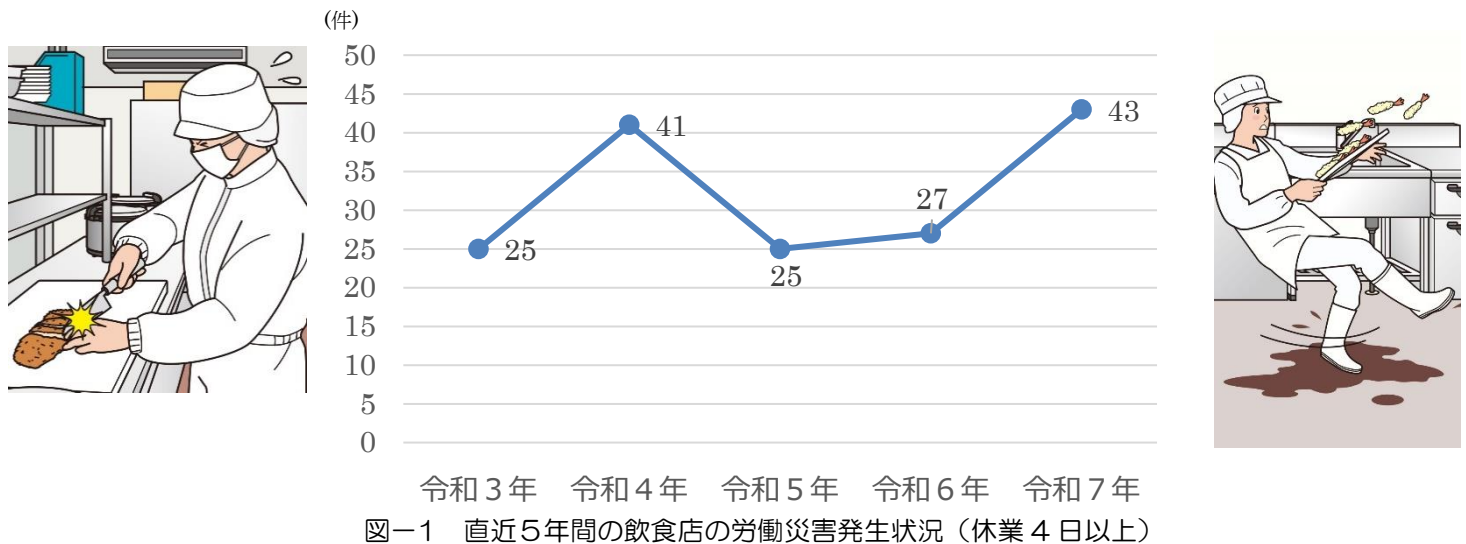


図-1は、直近5年間の飲食店の労働災害の発生状況を示しています。令和4年は前年より大幅に増加し、令和5年には減少したものの、その後、増加に転じ、令和7年は令和4年の41件を超え、43件となりました。

図-2は、直近5年間の飲食店の労働災害を事故の型別で分類しまとめたものです。最も多く発生した『転倒災害』は、水や油を扱う作業場等で散見されます。また、44件中18件（約41%）が休業30日以上を要する災害でした。次いで多い『切れ・こすれ』は、包丁などを扱う作業で散見され、『高温・低温の物との接触』は、フライヤー清掃や廃油交換作業等で発生しております。

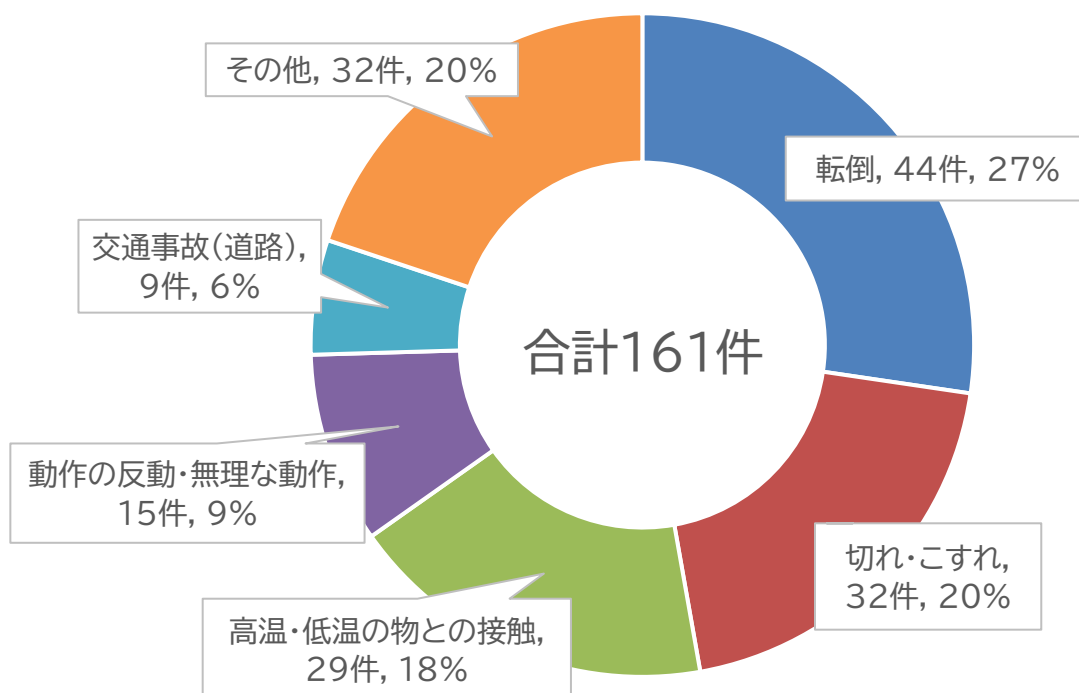


図-2 事故の型別発生件数

前述のような傾向を踏まえ、事業場においては、引き続き次のような取組をお願いします。

14 次防では、『労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進』、『高年齢労働者の労働災害防止対策の推進』が重点事項として掲げられています。以下に示す事項の末尾に **(14 次防)** とあるのは、14 次防における事業者の実施事項です。

- ① 転倒災害は増加傾向が続いています。実効ある対策を推進するため、転倒の態様に対応した具体的対策を推進してください。『4S』、床面の水濡れの除去等の一般的な対策にとどまらず、**労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策（ソフト対策）**を推進してください。**(14 次防)**
- ② 切れ・こすれによる労働災害においては、その多くが包丁などを使用している際によるものです。再発防止対策として、安全衛生教育を再度実施するなど、作業者の意識に訴えかけるものがほとんどですが、それ以外の対策として切創防止用手袋を再発防止対策として採用しているケースは多くありません。**切創防止用手袋の着用を一つの対策として検討してください。**
- ③ 事故の型別で多く発生している動作の反動・無理な動作については、その多くが腰痛災害であることから、「**職場における腰痛予防対策指針**」を参考とし、腰痛予防対策を推進してください。**(14 次防)**
- ④ 非正規労働者が多く、管理者の負担が大きいため、安全衛生管理体制に不備がある事業場が散見されますので**安全衛生管理体制の確立**をお願いします。また、安全管理者、安全衛生推進者の選任義務のない事業場においては、労働災害防止活動の実効性を高めるため、**安全の担当者（安全推進者）**を配置し、職場環境の改善や安全意識の啓発などに関する事項を行わせてください。
- ⑤ 設備等が原因で発生している災害よりも、労働者の行動による災害が多数を占めることから、**安全衛生教育等**を実施し、安全衛生に対する意識の向上に努めてください。**(14 次防)**
- ⑥ 高年齢労働者の災害発生件数も少なくないことから、**年齢・個人差に配慮**した仕事の内容・強度・時間等の調整を行ってください。**(14 次防)**
- ⑦ 職場に潜む危険などを視覚的に捉えるための可視化（**見える化**）を推進し、効果的な安全活動に努めてください。

参考となるパンフレット等（厚生労働省HP、神奈川労働局HPに掲載しています）

（令和8年7月作成）

- ① **「転倒予防・腰痛予防の取組」**（啓発動画・ポスター・リーフレット）
⇒「全産業の事業者向け転倒防止リーフレット」、「全産業の労働者向けの転倒防止リーフレット」が掲載されています。



- ② **「第三次産業の労働災害防止対策について」**
（パンフレット・リーフレット）
⇒「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」について関係資料が掲載されています。



- ③ **「高年齢労働者の安全衛生対策について」**（パンフレット・リーフレット）



- ④ **「安全推進者の配置等に係るガイドライン」**（リーフレット）



- ⑤ **「第14次労働災害防止計画（神奈川計画）ダイジェスト版」**（リーフレット）

